

## 協会の概要



日本自動販売協会  
JAPAN AUTOMATIC MERCHANDISING ASSOCIATION

---



みなさまに愛される自販機を・・・

## 目 次

---

1. 所在地	P1
2. 設立年	P1
3. 目的	P1
4. 事業	P1~P2
5. 役員	P3
6. 会員	P4
7. 支部	P4
8. 委員会・部会	P5
9. 組織図	P6
10. 定款	P7~P12
11. 会 員	P13~P17

# 日本自動販売協会の概要

## 1. 所在地

〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 (ひのき屋ビル 3F)  
電話:03(6435)7821  
FAX:03(6435)7822  
URL:[www.jama-vm.com](http://www.jama-vm.com)

## 2. 設立年月日

昭和62年4月20日

当協会は、昭和62年3月まで活動していた食品飲料自動販売協同組合と、北海道・東北・関東・東海・北陸・関西中国および九州の各自動販売協議会において、統一組織による全国組織化の気運が高まり設立されたものである。

## 3. 目的

当協会は、安心・安全な清涼飲料や食品などを消費者へ提供するために、自動販売機の適正な管理の推進を図ると共に会員の健全な発展と社会に寄与する事を目的とする。

## 4. 事業

当協会は、我が国における唯一の自動販売機オペレーターの全国団体として、会の目的を達成するため次の事業を行っている。

- 一、食品衛生の維持および向上に関する事業
- 二、食品衛生思想の普及に関する事業
- 三、自動販売機の適正管理に関する事業
- 四、自動販売営業に関する調査研究事業
- 五、自動販売営業に関する指導事業
- 六、会員の福利厚生に関する事業
- 七、その他前各号に附帯する必要な事業

※事業活動の詳細は次ページに記載

# 事業(活動)計画 【2019年度】

## 1. 組織強化事業

- 一、新規会員の入会促進活動:新規会員の戦略的・計画的な拡大活動の実行
- 二、本部賛助会員サービス拡充:賛助会員サービス拡充による会員支援活動強化
- 三、協会活動の業界内外へのPR:広報活動の強化、JAMAPR誌の制作(検討)

## 2. 委員会・部会活動

### ① 広報総務委員会

- 一、新規会員入会促進活動:JAMA推奨電子マネー導入の非会員企業への活動
- 二、支部活動の標準化の実現:支部エリア会議の定着による支部活動の活性化
- 三、本部決定事項の会員への浸透:本部決定事項報告書の統一

### ② 食品衛生委員会

- 一、カップ式自販機自主品質検査の実行:自主品質検査の内容・方法・時期の継続
- 二、カップ式自販機の衛生管理の強化:HACCPに準拠した自主マニュアル改訂
- 三、カップ式自販機の厚労省への陳情:政省令改正、営業許可に係る制度の陳情

### ③ 事業推進委員会

- 一、公正な競争体制の確立:基本理念・行動基準・自主基準の制定、遵守
- 二、行政機関に対する陳情活動の実行:一般競争入札のモデル陳情書等の策定
- 三、支部体制の標準化の実行:支部の公正取引の取組みの活動モデルの確立
- 四、ルート人材確保の取組みの実行:業界として取組むべき重点課題の決定・実行  
※業界(ルート業務等)の認知度向上の取組みに集中

### 五、安全環境部会

- (1) 節電・地球温暖化対策、防災対策、景観対応、協会による3R活動の啓発
- (2) 業界の自主ガイドライン4項目の実行:住所表示ステッカー貼付等の実行
- (3) 海洋プラスチック問題への対応:清涼飲料業界のプラ資源循環宣言と運動
- (4) 自販機安全据付設置の遵守:「自販機安全据付設置」の実行計画の遂行

### ④ システム委員会

- 一、キャッシュレス対策の推進:JAMA推奨電子マネーの新規導入による拡大
- 二、キャッシュレス関連の陳情活動の実行:会員メリットを創出できる陳情の実行
- 三、自販機関連システムの共同化の検討:システム共同化、標準化等の検討開始

## 3. 業界活動

- 一、「清涼飲料自販機協議会」の共同運営と業界連携強化(継続)
- 二、関係行政機関に対する自販機に係る具申と要請(継続)
- 三、消費税増税、軽減税率への対応:業界統一Q&A等の作成(業界内への浸透)

## 4. 福利厚生事業

- 一、自販業50年および25年会員の永年営業表彰(継続)
- 二、優秀社員表彰(継続):表彰制度の見直し検討
- 三、会員に対する慶弔見舞(継続)

## 5. 役員（敬称略／同一役職就任順）

会 長	森 吉平（株式会社アベックス 代表取締役社長）
副会長	新井 啓一（サントリービバレッジソリューション株式会社 取締役 常務執行役員 営業統括本部長）
同	藤原 義樹（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 執行役員 営業本部 ベンディング事業本部長）
専務理事	井内 邦俊（協会本部）
理 事	加藤 義夫（株式会社サン・ベンディング東北 代表取締役社長）
同	山田 雄亮（北海道コカ・コーラボトリング株式会社 取締役 営業統括本部長）
同	藤井 隆（有限会社日東ベンディング中国 代表取締役社長）
同	荻原 康孝（株式会社ジャパンビバレッジホールディングス 取締役 常務執行役員）
同	遠藤玄一郎（アサヒ飲料株式会社 執行役員 営業本部副本部長）
同	二宮 淳（日本コカ・コーラ株式会社 コマーシャルリーダーシップ&ベンディング事業部 統括部長）
同	井上 豊（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 理事 エリア営業統括本部 関東営業本部長）
同	井辻 秀剛（北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長）
同	池田 和隆（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 エリア営業統括本部 近畿・四国営業本部長）
同	岩田 実（キリンビバレッジ株式会社 常務執行役員 自動販売機営業本部長）
同	安藤 茂弘（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 営業本部 九州地区統括本部長）
同	近藤 清（株式会社伊藤園 営業統括管理本部長）
同	西尾 豊行（トーヨーベンディング株式会社 代表取締役社長）
同	高橋 勝博（ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 執行役員 自販機事業本部長）
監 事	原 幹弘（FVジャパン株式会社 代表取締役社長）
同	中島 孝徳（ダイドードリンコ株式会社 取締役 自販機営業本部長）

※2019年6月6日 現在

## 6. 会 員 (2019年12月現在)

- 正 会 員…122社
- 支部正会員…76社
- 本部賛助会員…38社
- 支部賛助会員…172社

## 7. 支 部

支 部 名	支部長	住 所・TEL・FAX	事務局長
北海道支部	山田 雄亮	〒004-8588 札幌市清田区清田1条1-2-1 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 内 TEL:011(888)2081 FAX:011(883)6146	藤山 徹
東北支部	加藤 義夫	〒983-0034 仙台市宮城野区福田町南2-3-50 株式会社サン・ペンディング東北 内 TEL:022(254)4541 FAX:022(254)4548	伏見 芳則
関東甲信越支部	井上 豊	〒105-0004 東京都港区新橋5-7-12 ひのき屋ビル3階 TEL:03(6435)7821 FAX:03(6435)7822	相澤 和男
東海支部	西尾 豊行	〒441-8157 愛知県豊橋市上野町字新上野79-1 株式会社サン・カンパニー 内 TEL:0532(45)9106 FAX:0532(45)3725	荒木 祐介
北陸支部	井辻 秀剛	〒933-0397 富山県高岡市内島3550 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 内 TEL:0766(31)1461 FAX:0766(31)4794	脇本 勝介
関西支部	池田 和隆	〒566-8513 大阪府摂津市千里丘7-9-31 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社千里丘オフィス内 TEL:06(6330)2546 FAX:06(6368)2856	郷 礼次
中四国支部	藤井 隆	〒734-0014 広島市南区宇品西4-4-36-1201号 TEL:082(258)3181 FAX:082(258)3182	堀米 弘人
九州支部	安藤 茂弘	〒812-8650 福岡市東区箱崎7-9-66 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社西日本オフィス内 TEL:092(641)9153 FAX:092(641)3925	大場 博之

## 8. 委員会/部会

協会事業を積極的・意欲的に遂行するため、次の委員会および部会を設置している。

### ● 事業推進委員会

本委員会は、支部役員会と連携し、全国的視野に立ち、公正な競争体制確立の基本方針・実行計画の策定、支部では処理できない案件の対応を通じて、業界の収益率向上に資することを目的とする。

本委員会は、行政機関に対する陳情活動の実行計画および一般競争入札のモデル陳情書等の策定を通じて、行政機関の適正な入札確立の役割を担うものとする。

本委員会は、ルート人材の採用・定着の取り組みの実行計画の策定および推進の役割を担うものとする。

### ● 安全環境部会（事業推進委員会内に設置）

本部会は、協会が行なうイベント、対外PR活動、啓発活動、その他広報活動についての企画立案・実行業務ならびに自販機に関する安全・環境・社会貢献の諸施策を通じて、業界の安全・環境・社会貢献の取り組みの発展に資することを目的とする。

本委員会は、自販機の安全設置(据付)および防犯対策の役割を担うものとする。

### ● 食品衛生委員会

本委員会は、食品衛生に関する基本方針の策定、自主品質検査等の諸施策の推進、厚生労働省を始めとする関係官公庁に対する食品衛生に関する意見具申と陳情を通じて、食品衛生の向上に資することを目的とする。

本委員会は、カップ式自販機の価値訴求の取り組みの基本計画策定の役割を担うものとする。

### ● システム委員会

本委員会は、キャッシュレス決済比率の拡大を見据え、電子マネー(キャッシュレス)決済システムの共同化を通じて、自販機のお客様支持拡大に資することを目的とする。

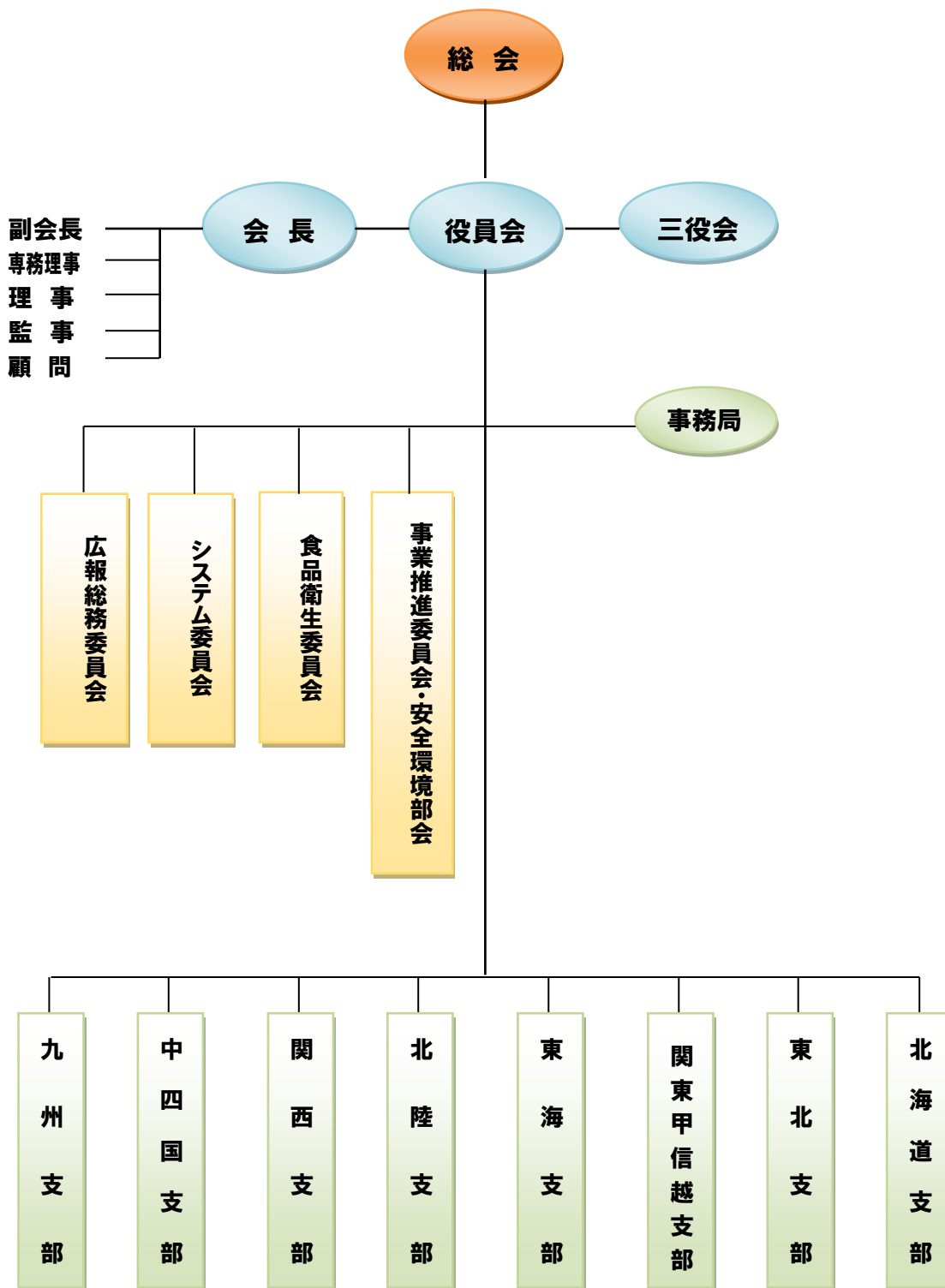
本委員会は、清涼飲料自販機関連システム(IoT等)全般の共同化、標準化を通じて、業界の生産性向上とコストダウン実現の役割を担うものとする。

### ● 広報総務委員会

本委員会は、事務局相互の意思疎通を通じて、本部・支部の業務運営の円滑化に資することを目的とする。

本委員会は、協会が行なう広報活動および新規会員の入会促進活動についての支部活動における実行・推進の役割を担うものとする。

## 9. 組織図





## 10. 定 款

制定 1987年 4月 20日  
改定 1996年 6月 12日  
改定 2001年 6月 7日  
改定 2007年 6月 7日  
改定 2009年 6月 4日  
改定 2010年 6月 3日  
改定 2014年 6月 5日  
改定 2016年 4月 1日  
改定 2018年 6月 7日

### 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は日本自動販売協会と称し、  
英語では『JAPAN AUTOMATIC MERCHANDISING ASSOCIATION』とし、略称は  
「JAMA」とする。

(目 的)

第 2 条 本会は、食品の自動販売営業に関する衛生水準の維持向上並びに、自動販売機  
の適正な管理の推進を図り、もって会員の健全な発展と国民生活の向上に寄与す  
ることを目的とする。

(事 務 所)

第 3 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

(支 部)

第 4 条 本会は、北海道・東北・関東甲信越・東海・北陸・関西・中四国・九州に支部を置く  
外、理事会が必要と認めたと所に支部を置くことができる。

2. 支部長は、当該支部の推薦により、理事会の決議を経て、会長が指名する。

### 第2章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生の維持及び向上に関する事業
- (2) 食品衛生思想の普及に関する事業
- (3) 自動販売機の適正管理に関する事業
- (4) 自動販売営業に関する調査研究事業
- (5) 自動販売営業に関する指導事業
- (6) 会員の福利厚生に関する事業
- (7) その他前各号に付帯する必要な事業

## 第3章 会 員

### (会員区分)

第6条 本会の会員は、正会員、支部正会員、賛助会員、支部賛助会員とする。

2. 各会員の区分は別に定める会員区分のとおりとする。

### (加 入)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

ただし、第6条の支部正会員または支部賛助会員として入会する場合は、入会申込書を当該支部の支部長に提出し、支部役員会の承認を得ることとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、会員になることが出来ない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、暴力団という）、暴力団の構成員（以下、暴力団員という）、暴力団員ではなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下、暴力団員等という）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配または運営に関与していると認められる者。
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる者。
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

### (会 費)

第8条 会員は、總會において別に定める会費を納入しなければならない、

2. 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

### (退 会)

第9条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 申 出
- (2) 解 散
- (3) 資格の喪失
- (4) 除 名

2. 前項第1号・第2号及び第3号に該当する場合は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

### (除 名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員として義務に違反したとき
- (3) 会費を1ヵ年以上納入しないとき
- (4) 第7条第2項各号の一に該当する会員

(会費の不返還)

第 11 条 会員が既に納入した会費は返還しない。

## 第4章 役 員

(役 員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
2. 理事のうち、1 名を会長、副会長を 4 名以内、1 名を専務理事とする。
3. 第 7 条第 2 項各号の一に該当する者は役員になることが出来ない。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、運営正会員、商権正会員、メーカー正会員の中から総会においてこれを選任し、会長、副会長及び専務理事は理事の互選によりこれを定める。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の事務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、会務の執行に関する事項を審理決定する。
5. 監事は、民法第 59 条の職務を行うほか理事会に出席して意見を述べることができる

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とし、再任をさまたげない。

2. 補欠(または増員)のため、選任された役員任期は前任者(または現任者)の残任期間とする。
3. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第 16 条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員にあつては、この限りではない

2. 前項ただし書きの場合にあつては、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(顧問)

第 17 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、理事会の要請があるときは、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 総会・理事会及び委員会

### (総会の種類)

第18条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、事業年度終了後3カ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、つぎの場合に開催する。
  - (1) 会長若しくは理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時

### (総会の招集)

第19条 総会は会長が招集する。

2. 総会の招集は、開催日14日前までに、総会の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

### (総会の決議事項)

第20条 総会は、この定款において別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他、理事会において必要と認めた事項

### (総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

### (総会の議事等)

第22条 総会の議事は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

### (書面委任状)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

この場合、前条第1項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

### (理事会)

第24条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2. 理事会は必要に応じ、会長が招集する。
3. 理事会においては、会長が議長となる。
4. 理事会の招集は、各理事及び各監事に対して、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって理事会開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

(理事会の議決事項)

第 25 条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議事)

第 26 条 理事会の議事は理事の 2 分の 1 以上が出席し、理事の過半数をもって決する。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会の書面議決)

第 27 条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

この場合、前条第 1 項の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(委員会)

第 28 条 本会は、事業遂行上必要があると認めるときは、理事会の同意を得て委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は理事会で定める。

## 第 6 章 会 計

(事業年度)

第 29 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(経 費)

第 30 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(予算及び決算)

第 31 条 本会の収支予算は、理事会の審議を経て、これを総会に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 収支決算は、事業年度終了後すみやかに、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することはできない。

(解散)

第33条 本会は総会において正会員の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

## 第8章 事務局

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の職員は、会長が任免する。

## 第9章 雑 則

(施行規則)

第35条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

以上

## 5. 会員一覧（2019年12月現在）

### 北海道支部（順不同）

#### 本部正会員（6社）

北海道コカ・コーラボトリング株式会社 北海道ベンディング株式会社 株式会社クリエイトフーズ	北海道キリンビバレッジサービス株式会社 株式会社ジャパンビバレッジ北海道 株式会社サン・ベンディング北海道
---	---

#### 支部正会員（8社）

アサヒ飲料株式会社 北海道支社 株式会社アベックス 北海道支社 大塚ワイルドバンディング株式会社 東日本支店 北海道キリンビバレッジ株式会社	ポッカサッポロ北海道株式会社 株式会社伊藤園 北海道地区営業部 サントリービバレッジサービス株式会社 北海道営業本部 サントリービバレッジソリューション株式会社 北海道支社
---	---

### 東北支部（順不同）

#### 本部正会員（11社）

株式会社サン・ベンディング気仙沼 株式会社サン・ベンディング福島 株式会社東北フーズ 株式会社ミチノク みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 株式会社佐藤総業	株式会社サン・ベンディング東北 株式会社サンベンディングいわき みちのくキャンティーン株式会社 株式会社ジャパンビバレッジ東北 仙台キリンビバレッジサービス株式会社
---	--

#### 支部正会員（11社）

アサヒ飲料株式会社 東北支社 株式会社アベックス 東北支社 株式会社伊藤園 南東北地区 大塚ワイルドバンディング株式会社 東日本支店 ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）東北自販機支店 ダイドードリンコ株式会社 東北第一営業部	ナショナル・ベンディング株式会社 東北支店 サントリービバレッジサービス株式会社 東北営業本部 サントリービバレッジソリューション株式会社 東北支社 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 南東北地区本部 キリンビバレッジ株式会社 東北地区本部
---	--

## ■ 関東甲信越支部（順不同）

### 本部正会員（44社）

FVジャパン株式会社 アサヒ飲料株式会社 株式会社アベックス 株式会社共栄エンタープライズジャパン コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 サントリービバレッジサービス株式会社 三和バンドサービス株式会社 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス 株式会社ジャパンビバレッジ東京 株式会社ジャパンビバレッジイースト ナショナル・ベンディング株式会社 有限会社伊藤乳業 株式会社タカンナ 信州サンコーポレーション株式会社 アサヒ飲料販売株式会社 大塚ウェルネスベンディング株式会社 ヒラノ商事株式会社 株式会社オリエンタル商事 株式会社アダストサービス 株式会社ハピネス 有限会社テン商事サービス 株式会社スマイル	株式会社伊藤園 大蔵屋商事株式会社 キリンビバレッジ株式会社 株式会社コスモ 株式会社PSビバレッジ エースター株式会社 株式会社ナムコ 株式会社八洋 株式会社レイカ 株式会社ユカ 株式会社和光ベンディング 新発田ヤクルト販売株式会社 東京キリンビバレッジサービス株式会社 日本コカ・コーラ株式会社 サントリービバレッジソリューション株式会社 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 株式会社パブリック・ベンディング・サービス 株式会社シマモト 西武商事株式会社 株式会社ウチダファミリーコーポレーション 株式会社ダイショク 三本珈琲株式会社
--	---

### 支部正会員（3社）

ガイドードリンク株式会社 首都圏第一営業部 北陸功・コーポリング株式会社 長野地区本部	株式会社ベネフレックス 長野地区本部
--	--------------------

## 東海支部（順不同）

### 本部正会員（14社）

株式会社三機 株式会社サンポー サンポッカサービス株式会社 タケショウ株式会社 トーヨーベンディング株式会社 株式会社名古屋フーズ 株式会社ベスト飲料	株式会社サン・カンパニー 新和薬品株式会社 株式会社チェリオ中部 ユニヴァーサル商事株式会社 中部キリンビバレッジサービス株式会社 東海ビバレッジサービス株式会社 株式会社ジャパンビバレッジセントラル
---	--



### 支部正会員（13社）

アサヒ飲料株式会社 中部北陸支社 株式会社アベックス 中部支社 株式会社伊藤園 中部営業推進部 FVジャパン株式会社 中部営業部 キリンビバレッジ株式会社 中部圏自販機支社 カ・コ・ラボトランスジャパン株式会社 中部日本営業本部 ガイドードリンコ株式会社 中京第一営業部	ナショナル・ベンディング株式会社 東海支店 サントリービバレッジサービス株式会社 東海・北陸営業本部 サントリービバレッジリレーション株式会社 東海・北陸支社 株式会社P Sビバレッジ 中部支社 ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）中日本自販機支社 大塚ウェルネスベンディング株式会社 東海支店
---	---

### 北陸支部（順不同）

#### 本部正会員（13社）

英光産業株式会社 株式会社コーシン 株式会社ベネフレックス 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 株式会社なぶる 株式会社和光 合同会社エスブイ北陸	カナカン株式会社 株式会社第一技産 コーシンパートナー株式会社 コーシン・サントリービバレッジ株式会社 北陸自動販売株式会社 株式会社ガイドードリンコ北陸
---	--

### 支部正会員（8社）

アサヒ飲料株式会社 北陸支店 株式会社アベックス 甲信北陸支社 ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）中日本自販機支社 キリンビバレッジ株式会社 北陸支社	株式会社伊藤園 北陸地区営業部 大塚ウェルネスベンディング株式会社 東海支店金沢駐在 サントリービバレッジリレーション株式会社 北陸支店 株式会社ジャパンビバレッジウエスト 金沢支店
--	--

### 関西支部（順不同）

#### 本部正会員（14社）

金井自動販売株式会社 ガイドードリンコ株式会社 関西キリンビバレッジサービス株式会社 株式会社アベックス西日本 株式会社関西コーヒー ヤスダ産業株式会社 大阪北部ヤクルト販売株式会社	サンガリアフーズ株式会社 株式会社近畿自動販売機サービス 株式会社ジャパンビバレッジウエスト 樋口鉱泉株式会社 センゴクベンダー株式会社 株式会社タイガー 株式会社カディアック
---	--

## 支部正会員（11社）

アサヒ飲料株式会社 西日本自販機支社 株式会社伊藤園 西近畿地区営業部 麒麟ビバレッジ株式会社 近畿圏自販機支社 ナショナル・ベンディング株式会社 大阪支店 株式会社P Sビバレッジ 近畿支社 大塚ウエルネス・ベンディング株式会社 関西支店	F Vジャパン株式会社 近畿営業部 サントリービバレッジサービス株式会社 近畿営業本部 サントリービバレッジソリューション株式会社 近畿支社 カ・コーポトランスジャパン株式会社 近畿・四国営業本部 ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）西日本自販機支社
---	--

## 中四国支部（順不同）

### 本部正会員（12社）

有限会社日東ベンディング中国 株式会社フジタ商事 ダイドー・タケナカベンディング株式会社 徳島ペプシコーラ販売株式会社 株式会社ジャパンビバレッジ中四国 香川ヤクルト販売株式会社	株式会社サンマック ダイコーフーズ株式会社 株式会社光ベンディング 株式会社ウエストアライアンス 株式会社麒麟ビバックス ベル商事株式会社
--	--

## 支部正会員（11社）

アサヒ飲料株式会社 中国支社 株式会社アベックス西日本 中国支社 カ・コーポトランスジャパン株式会社 中国地区本部 大塚ウエルネス・ベンディング株式会社 関西支店広島営業所 ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）西日本自販機支社 ナショナル・ベンディング株式会社 中国第二支店	F Vジャパン株式会社 中国・九州営業部 株式会社伊藤園 西中国地区営業部 サントリービバレッジサービス株式会社 中国・四国営業本部 サントリービバレッジソリューション株式会社 中国・四国支社 麒麟ビバレッジ株式会社 中四国地区本部
---	--

## 九州支部（順不同）

### 本部正会員（8社）

田辺ベンディングサービス有限会社 アサヒみどり販売株式会社 長崎県食品株式会社 ワールドサンフーズ株式会社	株式会社ジャパンビバレッジ九州 アサヒオリオン飲料株式会社 南九州ベンディングサービス株式会社 沖縄ユーシーシーコーヒー株式会社
--	---

## 支部正会員（11社）

アサヒ飲料株式会社 九州支社 株式会社アベックス西日本 九州支社 ポッカサッポロフード&ビバレッジ（株）西日本自販機支社 カ・コーポトランスジャパン株式会社 西日本営業本部 ダイドードリンコ株式会社西日本第二営業部 F Vジャパン株式会社 中部・西日本営業統括部	株式会社伊藤園 北九州地区営業部 サントリービバレッジサービス株式会社 九州営業本部 サントリービバレッジソリューション株式会社 九州支社 大塚ウエルネス・ベンディング株式会社 西日本支店 麒麟ビバレッジ株式会社 九州地区本部
--	---

## **賛助会員（順不同）**

### **機械メーカー** 4社

---

サンデン・リテールシステム株式会社  
パナソニック産機システムズ株式会社

株式会社日本コンラックス  
富士電機株式会社

### **中身商品メーカー** 16社

---

株式会社アートコーヒー  
東京アライドコーヒーロースターズ株式会社  
ネオス株式会社  
丸紅食料株式会社  
株式会社明治  
UCC上島珈琲株式会社  
株式会社ユニカフェ  
株式会社ニチレイフーズ

味の素A G F株式会社  
キーコーヒー株式会社  
東洋水産株式会社  
ネスレ日本株式会社  
三井農林株式会社  
森永乳業株式会社  
株式会社ヨーグルトン乳業  
アサヒグループ食品株式会社

### **容器メーカー** 4社

---

大日本印刷株式会社  
東洋製罐株式会社

東罐興業株式会社  
株式会社日本デキシー

### **自販機関連企業** 14社

---

エバーピュア・ジャパン株式会社  
株式会社三愛  
中井銘鋌株式会社  
ネクセリア東日本株式会社  
オルガノ株式会社  
日本電気株式会社  
株式会社日本マシンサービス

株式会社エム・ピー・ソリューション  
新東亜交易株式会社  
フィクスコミュニケーションズ株式会社  
明和ベンディクス株式会社  
株式会社K I S  
株式会社東京テレマーケティング  
株式会社ユニオントラスト

---

# 日本自動販売協会

JAPAN AUTOMATIC MERCHANDISING ASSOCIATION

〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 ひのき屋ビル 3 階

TEL:03-6435-7821 FAX:03-6435-7822

E-Mail:info@jama-vm.com

HP:www.jama-vm.com

